

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年10月28日 08時00分ごろ
発生場所	山口県周防大島町情島北方沖 情島灯台から真方位010° 1,400m付近 (概位 北緯33°57.9′ 東経132°28.6′)
事故の概要	漁船成徳丸は、東南東進中、また、漁船徳丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月28日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 成徳丸、2.3トン YG3-58324（漁船登録番号）、個人所有 第291-38261号（船舶検査済票の番号） B 漁船 徳丸、1.84トン YG3-47874（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、情島北方沖の狭い海域で、B船を含む約10隻の漁船と共に一本釣り漁を行い、潮流で西北西方に圧流されると潮上りすることを繰り返していた。 船長Aは、船首甲板に腰を掛け、舵及び機関を操作するリモコンを使用して潮上りを開始し、約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進していたところ、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、船首方にのみ注意を向けていて左舷方から接近するB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船と同様に一本釣り漁を行っていた。 船長Bは、船首甲板に腰を掛け、操舵用のリモコンと同甲板に設置されたスロットルレバーを使用して潮上りを開始し、約5～6knの速力で南東進していたところ、B船とA船とが衝突した。 船長Bは、船首方にのみ注意を向けていて右舷方から接近するA船

	<p>に気付かなかった。</p> <p>海上保安庁は、本事故発生翌日、地元の警察の通報によって本事故の発生を知った。</p>
分析	<p>A船は、東南東進中、船長Aが、船首方にのみ注意を向け、左舷方から接近するB船に気付かずに航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南東進中、船長Bが、船首方にのみ注意を向け、右舷方から接近するA船に気付かずに航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東南東進中、B船が南東進中、船長Aが、船首方にのみ注意を向け、左舷方から接近するB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが、船首方にのみ注意を向け、右舷方から接近するA船に気付かずに航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船首方のみならず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、狭い海域で他の漁船と共に操業する場合、他船の動静に注意を払うこと。 ・ 船長は、他船との衝突事故等が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。